

水道水源水質保全促進事業補助金のお知らせ

水道局では、水道水源となる河川の水質汚濁を防止し、今後も安全で良質な水道水をお届けするため、次のとおり、合併処理浄化槽へ切り替える方や農業集落排水事業へ加入する方に対し、補助金を交付しています。

補助金の交付対象となる方

●合併処理浄化槽への切り替え

水道水源保護地域内の住宅において、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の使用を停止し、新たに合併処理浄化槽（処理対象人員10人以下のもの）を設置する場合、いわき市浄化槽整備事業補助金またはいわき市浄化槽復興整備事業補助金（切替のみ）の交付を受けた方。

補助金の額は、浄化槽の設置費用から市より交付される「いわき市浄化槽整備事業補助金」を控除した額の3分の1の額（千円未満の端数切捨て）とし、下の表に示す額を限度とします。

人槽区分	補助限度額
5人槽	110,000円
6～7人槽	138,000円
8～10人槽	182,000円

交付申請の期限

いわき市浄化槽整備事業補助金の交付決定の日から6カ月以内とします。

●農業集落排水事業への加入

水道水源保護地域内で実施する農業集落排水事業において、住宅の排水設備を農業集落排水処理施設に接続する工事を行う方。

補助金の額は、農業集落排水施設への接続工事費用とし、1加入者あたり138,000円を補助限度額とします。

※ 住宅とは、継続的に専ら居住の用に供する建物または延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいいます。

交付申請の期限

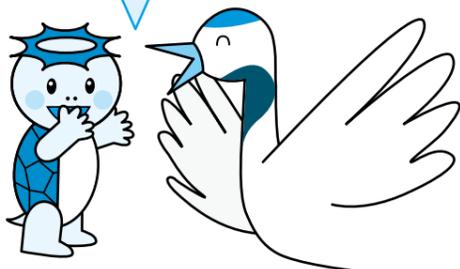
排水設備計画確認通知の日から6カ月以内とします。

※ 交付申請の期限を過ぎた場合、受け付けすることができませんので、ご注意ください。

水道水源保護地域

※ 水道水源保護地域指定区域の詳細については、お問い合わせください。

水道水源を守るため、私たち一人ひとりが、森の自然を守り、川を汚さないように心がけましょう。



お問い合わせ 浄水課 庶務係 TEL 22-9319

新シリーズ「水道事業の健康診断」

「水道事業の健康診断」とは、経営状態や水道施設の状況などを把握するために行う、経営指標などによる「経営分析」をいいます。水道事業を健全な状態で未来に引き継いでいくためには、「健康診断」により水道事業の健康状態を把握し、悪いところがあれば適切に対処していくことが重要となります。

水道局では、お客さまに経営状態などをご理解いただけるよう、シリーズ「水道事業の健康診断」として、主要な経営指標を連載していきます。

シリーズ第1弾は、経営状態をみる代表的な指標である、『経常収支比率』について解説します。

経常収支比率

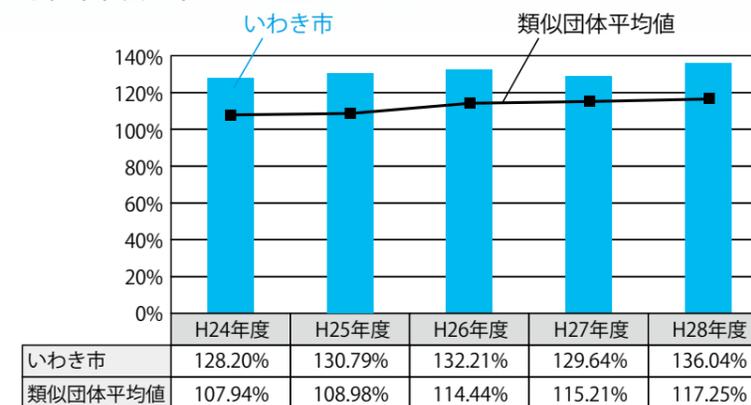
【説明】

『経常収支比率』とは、収益性を示すもので、水道料金などの収入（経常収益）で維持管理費（水道水をつくり、ご家庭にお届けするための費用）などの支出（経常費用）をどの程度まかなえているかを表すものです。

数値が100%を超えていない場合は、経営状態が健全な水準になっていないことを意味します。

【算出式】 経常収益 / 経常費用 × 100 = 経常収支比率 [%]

●経常収支比率



【分析】

本市の経常収支比率は、100%を上回っており良好な数値で、類似団体平均値よりも高い状況にあります。

平成28年度は、前年度に比べ費用を削減できたことにより、前年度を上回りました。

今後、水需要の減少が見込まれるなか、増大する老朽管などの更新需要に対応するため、良好な数値を維持していくことが重要となります。

※ 類似団体…給水人口が30万人以上の48事業体

お問い合わせ 経営企画課 企画係 TEL 22-9310

放射性物質の検査結果

この検査は、国の原子力災害現地対策本部の方針により福島県が策定した「飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、浄水場内で採水した浄水後の水道水を、水道局水質管理センターで週3回※実施しているものです。

平成30年1月～3月の検査結果は、次の表のとおり、いずれも不検出でした。

なお、最新の検査結果など、詳細は水道局ホームページにも掲載しています。

※ 法田第1ポンプ場（法田第2ポンプ場と同じ敷地内）、旅人浄水場（水源が深井戸）、上遠野浄水場（泉浄水場と同じ水源）の3カ所は、週1回の検査としています。

＜平成30年1月1日～3月31日＞

（単位：ベクレル/kg）

採水場所	検査頻度	放射性セシウム		
		放射性ヨウ素 ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
① 平浄水場	3回/週	不検出 (ND)	不検出 (ND)	不検出 (ND)
② 上野原浄水場				
③ 泉浄水場				
④ 山玉浄水場				
⑤ 法田第2ポンプ場				
⑥ 川前浄水場（川前簡易水道）				
⑦ 入遠野浄水場（遠野簡易水道）	1回/週	不検出 (ND)	不検出 (ND)	不検出 (ND)
⑧ 鷹ノ巣浄水場（ 〃 ）				
⑨ 法田第1ポンプ場				
⑩ 旅人浄水場（田人簡易水道）	1回/週	不検出 (ND)	不検出 (ND)	不検出 (ND)
⑪ 上遠野浄水場（遠野簡易水道）				

※ 検査結果が検出下限値を下回った場合、「不検出(ND)」と表記しています。
なお、検出下限値は、測定機器や測定時間等によっても変わりますが、現在の検査状況では1ベクレル/kgです。

お問い合わせ 浄水課 水質管理センター TEL 22-2419

URL QRコード

